

## 質問事項

### ○農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分について

#### 〔問題意識〕

補助金の交付目的を達成するという観点から、補助金により形成された財産の処分については一定の制限が設けられているところである。

しかしながら、少子高齢化の進展、人口減少、市町村合併など社会情勢が大きく変化しつつある中、利用者がいなくなるなど有効活用されずにいる施設が存在している現状に鑑み、当会議としては、地域住民の利便性向上を図るため地域の現状に合わせた施設の財産処分が行えるよう、現行制度の運用を見直す必要があるものとする。

貴省の補助金を受けて整備された施設の財産処分に関しては、地方公共団体からの要望が高いこともあり、以上の問題意識に基づき、今般ヒアリングを実施することとしたものである。

#### 〔質問〕

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例について」(平成16年9月7日16経第702号)について

1. 対象となる補助事業が限定されているが、さらに対象補助事業を拡大することについて、貴省の見解を伺いたい。
2. 農林水産業施設として無償譲渡する場合、国庫補助金の返還は不要となるが、農林水産業施設以外の施設として無償譲渡する場合においても、国庫補助金の返還を不要とすることについて、貴省の見解を伺いたい。

以上